

年金生活者支援給付金の請求手続きはお済みですか？

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乘せして支給されるものです。

受取りには、請求書の提出が必要ですが、対象の人で、請求手続きがお済みでない人は早めにご手続きをしてください。

請求手続き方法

① 新たに年金生活者支援給付金を受け取る場合

対象の人に8月下旬頃から送付されているお知らせに同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出をしてください。

② 年金を受給しはじめる場合

年金の請求手続きと併せて年金事務所または税務住民課で請求手続きをしてください。

※現在、年金生活者支援給付金を受け取っている人は手続き不要です。

対象者

① 老齢基礎年金を受給している人

※次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ・ 65歳以上である
- ・ 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている

・ 年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下である

② 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人

※次の要件を満たしている必要があります。

- ・ 前年の所得額が472万1千円＋扶養親族の数×38万円以下である

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください！

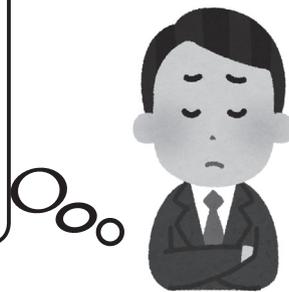
日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料等の金銭を求めめることはありません。

【問合せ先】

日本年金機構鳥取年金事務所
 ☎ 08571-2718311
 給付金専用ダイヤル
 ☎ 0570-0514092

(ナビダイヤル)

中小企業主のみなさまへ 労働時間相談・支援コーナーを設置しています



- ・ 残業時間を減らしたいと思っけどうしたらいいんだろう？
- ・ 有給休暇を使いたいのはやまやまだけど…
- ・ うちの会社の労働時間制度はこのままでいいのかな？

このようにお悩みではないですか？労働基準監督署では個別訪問によるご相談にも対応しておりますので、まずはお気軽にご相談ください。

専門の「労働時間相談・支援班」が、次のようなご相談について、お悩みに沿った解決策をご提案します。

- ① 時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度全般
- ② 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入
- ③ 長時間労働の削減に向けた取組み
- ④ 時間外労働の上限設定などに取り組む際に利用可能な助成金

この他にも「働き方改革」に関する様々な支援を実施しています。

【問合せ先】

鳥取労働基準監督署
 （鳥取市富安2丁目89-4）
 鳥取第一地方合同庁舎4階
 ☎ 08571-2413211
 ※受付時間（土日祝祭日除く）
 午前8時30分～
 午後5時15分

